下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月20日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　川原　　敏　昭和36年８月７日生
税理士名簿登録番号　第89864号
税理士事務所　東京都港区元赤坂１－１－７－705
住所　東京都渋谷区恵比寿４丁目９番５－206号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　倉橋　道三　昭和９年７月30日生
税理士名簿登録番号　第24379号
税理士事務所　大阪府堺市堺区向陵西町３丁５番24号
住所　大阪府堺市堺区向陵西町３丁５番24号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第２項及び第46条の規定に基づき、平成26年１月23日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　古関　耕造　昭和37年10月19日生
税理士名簿登録番号　第104533号
税理士事務所　神奈川県横浜市港北区新横浜２－11－５川浅ビル４Ｆ
住所　東京都世田谷区上用賀１丁目７番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成26年１月21日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　近藤　尚彦　昭和31年10月１日生
税理士名簿登録番号　第94875号
税理士事務所　愛知県名古屋市中区大須４丁目13番46号ウィストリアビル７階
住所　愛知県名古屋市中区松原二丁目８番８号　ウェリスライオンズ　ザ・セントラル1903号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月21日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　齊藤　　博　昭和32年11月20日生
税理士名簿登録番号　第97659号
税理士事務所　東京都杉並区井草２丁目９番12号
住所　東京都杉並区井草２丁目９番12号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月21日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　佐藤　良美　昭和24年１月１日生
税理士名簿登録番号　第45761号
税理士事務所　東京都目黒区中目黒３－５－33　オークヴィラ中目黒201
住所　千葉県市川市下貝塚２丁目11番12号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月20日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　下平　雅春　昭和16年４月12日生
税理士名簿登録番号　第32786号
税理士事務所　鹿児島県鹿児島市新屋敷町12番17号　ＭＳＤビル２階
住所　鹿児島県鹿児島市新屋敷町12番17号　ＭＳＤビル601号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　髙橋　紹男　昭和30年８月26日生
税理士名簿登録番号　第72676号
税理士事務所　東京都町田市森野１丁目11番16号　渋谷第１ビル３Ｆ
住所　東京都板橋区泉町19番６－305号　マートルコート板橋泉

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成26年１月20日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　塚田　和美　昭和16年７月19日生
税理士名簿登録番号　第33140号
税理士事務所　神奈川県横浜市磯子区久木町３番33号
住所　神奈川県横浜市磯子区久木町３番33号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成26年１月21日から９月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　當麻　博史　昭和22年11月10日生
税理士名簿登録番号　第58445号
税理士事務所　神奈川県横浜市西区平沼１－13－14パークノヴァ横浜壱番館402
住所　神奈川県川崎市多摩区枡形３丁目１番20号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成26年１月22日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　名和田晋介　昭和48年４月14日生
税理士名簿登録番号　第110051号
税理士事務所　東京都小金井市本町１丁目６番17号若林ビルⅡ２階
住所　東京都小金井市緑町４丁目12番16－１－602号　グリーンタウン小金井

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月23日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　舩橋　信治　昭和46年６月22日生
税理士名簿登録番号　第100218号
税理士事務所　愛知県小牧市大字三ツ渕772番地２
住所　愛知県小牧市大字三ツ渕772番地２

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　北條　經一　昭和10年３月19日生
税理士名簿登録番号　第17988号
税理士事務所　東京都大田区田園調布２丁目35番９号
住所　神奈川県川崎市宮前区宮前平３丁目11番地14

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　松井　富吉　昭和15年８月２日生
税理士名簿登録番号　第69062号
税理士事務所　石川県金沢市神宮寺１丁目１番24号
住所　石川県金沢市森山１丁目５番23号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年１月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　森野　宗彌　昭和19年１月９日生
税理士名簿登録番号　第66371号
税理士事務所　群馬県前橋市江木町1131番地の３
住所　群馬県前橋市江木町1131番地３